# 徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務

# 実施方針

令和８年１１月

徳島市上下水道局

【用語の定義】 1
第１章.　事業の選定に関する事項 3
１．事業内容に関する事項 3
１－１．事業の名称 3
１－２．事業の背景・目的 3
１－３．事業の基本方針 3
１－４．本事業の対象施設 5
１－５．事業方式 7
１－６．業務範囲 7
１－７．事業期間 9
１－８．事業の費用負担 9
１－９．本事業以外で行う工事に関する留意事項 9
１－１０．プロフィットシェア 9
第２章.　民間事業者の募集及び選定に関する事項 10
１．募集及び選定方法 10
２．募集及び選定スケジュール 10
３．応募者の参加資格要件 10
３－１．応募者の構成 10
３－２．応募企業又は構成企業に求められる参加資格要件（共通） 11
３－３．応募企業又は構成企業に求められる参加資格要件（業務別） 11
３－４．配置予定技術者の要件 12
４．審査及び選定手続 13
４－１．委員会による審査 13
４－２．審査方法 13
４－３．審査結果の公表 13
４－４．受託候補者の特定の取り消し 13
４－５．参加表明書及び参加資格確認申請書の受付 14
４－６．競争的対話の実施 14
５．受託候補者特定後の手続 14
５－１．共同企業体（JV）協定の締結 14
５－２．受託候補者による準備行為 14
５－３．業務委託契約の締結 14
第３章.　事業の適正かつ確実な実施の確保 15
１．リスク分担の基本的な考え方 15
２．要求する性能 15
３．事業の実施状況のモニタリング 15
４．保険 15
第４章.　その他事業の実施に関し必要な事項 16
１．実施に関して使用する言語及び通貨 16

２．　実施方針に関する質問の受付 16
２－１．　受付期間 16
２－２．　提出方法 16
２－３．　質問書に対するヒアリング 16
２－４．　質問書に対する回答について 16
３．　連絡先及び情報提供 17
３－１．　連絡先 17
３－２．　情報提供 17

別紙１　　施設概要 18
別紙２　　水質試験及び汚泥試験に係る貸与品 24
別紙３　　業務実施体制（案） 25
別紙４　　リスク分担（案） 26

【用語の定義】

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 本事業 | 徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務をいう。 |
| 委託者 | 徳島市（上下水道局を含む）をいう。なお、本書内で「委託者」と記載する場合、徳島市を指す場合や、上下水道局を指す場合があるため、記載場所に応じて適宜判断するものとする。 |
| 受託者 | 本事業に係る公募手続において特定され、委託者と業務契約を締結する者をいう。又は、委託者が別途発注した業務委託を受託した者をいう。 |
| 契約書等 | 本事業に関して今後公表又は提示される予定の業務委託契約書（案）、要求水準書（案）、募集要項、モニタリング基本計画書（案）、提案書、質問回答書その他これらに付随する資料をいう。 |
| 本業務 | 本事業において受託者が実施する運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、危機管理業務、文書管理業務及び修繕・改築計画策定業務をいう。 |
| 対象施設 | 本事業の対象となる処理場及びポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）を個別に又は総称していう。 |
| 既存施設等 | 対象施設を構成する土木施設、建築物、機械設備、電気設備、計装設備その他附帯設備をいう。 |
| 移行期間 | 業務委託契約締結日の翌日から令和 10年3月31日までの期間をいう。この期間において、受託者は、委託者又は委託者の指定する者から業務の引継ぎを受けるとともに、本業務の開始に必要な準備及び習熟を行う。 |
| 事業年度 | 各暦年の 4月1日に始まり、翌年の 3月31日に終了する 1 年間をいう。ただし、業務委託契約締結年度にあっては、業務委託契約の締結日の翌日から次に到来する 3月31日までの期間をいう。 |
| 開庁日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号）に規定する休日及び 12月29日から翌年 1月3日までを除く日をいう。 |
| 要求水準の未達 | モニタリングの結果、要求水準書に定める要求水準を満たしていない状態をいう。 |
| 改築 | 更新、長寿命化対策の総称をいう。 |
| 更新 | 機器更新又は設備更新として、既存施設又は設備を撤去し、同等又は同等以上の性能を有する施設又は設備に取り替えることをいう。 |
| 長寿命化 | 所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の全部又は一部を活かしながら、その機能の維持又は向上を図るために実施する工事その他の必要な措置をいう。 |
| 修繕 | 老朽化し、故障し、又は損傷した施設、設備若しくは機器を対象として、対象施設の機能を維持又は回復するために行う工事その他の行為をいう。ただし、更新に該当するものを除く。 |
| 法令等 | 法律、政令、省令、条例、規則その他の規程及びこれらに基づく命令、基準、指針、通知等をいう。 |
| 許認可 | 許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは本業務に適用される法令上必要な届出又は報告をいう。 |
| 暴力団等 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱に定める者をいう。 |
| 不可抗力 | 豪雨、地震、疫病、戦争、暴動その他の自然的又は人為的な事象のうち、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰することができず、かつ、その発生又は影響を合理的に予見し、もしくは回避することが困難なものをいう。 |

| | |
|---|---|
| 原状回復 | 事業期間終了時又は契約解除時において、通常の経年劣化及び損耗を除き、受託者の責に帰すべき損傷等を修復し、対象施設を要求水準を満たす状態で委託者へ引き渡すことをいう。 |

# 第１章. 事業の選定に関する事項

## １．事業内容に関する事項

### １－１．事業の名称

徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務

### １－２．事業の背景・目的

下水道は、汚水処理による生活環境の改善や、降雨時における浸水災害の防除、公共用水域の水質保全等の多面的な機能を有しており、安全で快適な住環境を形成する上で不可欠な都市基盤施設となっている。

徳島市（以下「委託者」という。）においても昭和23年度から公共下水道事業に着手し、現在では公共下水道事業（中央処理区・北部処理区）と特定環境保全公共下水道事業（丈六処理区、しらさぎ台処理区、竜王処理区）を供用している。

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。また、下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則となる。しかしながら、人口減少をはじめ、節水機器の普及等による下水道使用料の減少、地震や集中豪雨等の自然災害への対応、さらには、下水道施設の老朽化による改築・更新費用の増大等により、公共下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなってきている。

本市では、これらの課題への対応策の一つとして、令和６年度から「ウォーターＰＰＰの導入可能性調査」を進めており、事業スキームや業務範囲について民間市場調査等を行っている。

本事業は、これまでの検討及び民間市場調査の結果を踏まえ、本市の公共下水道事業に係る施設の維持管理業務に加えて、施設の修繕・改築計画案策定を含めた一連の業務を「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」により実施することにより、より効率的な事業運営等が実現できるよう、官民一体となって事業に取り組む体制を構築し、将来にわたり持続可能な事業運営に努めるものとする。

### １－３．事業の基本方針

本事業の実施方式は、公共下水道事業に係る施設の維持管理及び修繕・改築計画案策定を一体的に民間に委託する「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」を採用する。業務対象処理区は北部処理区とし、対象施設は処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）とする。管路施設については、当面は現行運用を継続し、下水道事業におけるウォーターＰＰＰの練度向上に合わせて組み込んでいくことを今後の検討予定とする。また、処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の雨水に関連する施設の業務については「仕様発注」を採用する。

委託者との契約書等に基づき本事業を実施する事業者（以下「受託者」という。）は、本事業の実施に当たっては、下水道法（昭和33年法律第79号）、その他法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

委託者及び受託者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

(1) 全体最適を目指した事業運営

受託者は、事業全体を俯瞰し、短期的な視点だけでなく、中長期的な視点に立ち、リソースの最適な配分と運営体制の構築に取り組み、効率的な事業運営と全体としての費用抑制を図る。

(2) 民間の創意工夫の最大限活用

委託者は可能な限り性能発注を取り入れ、受託者は、維持管理と修繕・改築計画の作成を一体的に実施することで、事業にかかる総費用の削減、DXの推進、脱炭素化に努める。

(3) 地元企業との最大限の連携、災害・事故等への緊急対応力の強化

受託者は、地元企業との連携や地域人材の雇用を最大限に図り、自らの社会的役割を認識し、知識・技術継承を図り、災害・事故等が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努める。

(4) 市民の安全・安心を確保するための適正・確実なモニタリングの実施

委託者と受託者は、それぞれで事業に対するモニタリング体制を構築し、適正かつ確実に実施することにより市民の安全・安心を確保する。

(5) 官民の最適な役割分担による事業の最適化

委託者と受託者は、契約時の官民の役割分担をベースに、事業の進捗に応じて対話を重ね、必要に応じ見直すことにより、常に事業の最適化を図るよう努める。

## １－４．本事業の対象施設

本事業の対象となる施設の概要は、表 1及び表 2並びに別紙１に示すとおりである。

(1) 処理場

**表 1　処理場の概要**

| 項目 | | 内容 |
|---|---|---|
| 名称 | | 北部浄化センター |
| 所在地 | | 徳島市　東沖洲一丁目 |
| 敷地面積　※１）<br>(ha) | | 12.79 |
| 処理面積<br>(ha) | 事業計画 | 838.0 |
| | 整備状況 | 702.6 |
| 処理人口<br>（人） | 事業計画 | 47,000 |
| | 整備状況 | 35,442 |
| 計画下水量<br>($m^3$/日) | 汚水 | 32,540 |
| 晴天時最大処理能力<br>($m^3$/日) | 事業計画 | 38,200 |
| | 整備状況 | 30,100 |
| 雨天時最大処理能力<br>($m^3$/日) | 事業計画 | 167,370 |
| | 整備状況 | 142,435 |
| 排除方式 | 事業計画 | 分流式、一部合流式 |
| | 整備状況 | 分流式、一部合流式 |
| 処理方式 | 事業計画 | 標準活性汚泥法　＋<br>ステップ流入式２段硝化脱窒法 |
| | 整備状況 | 標準活性汚泥法　＋<br>ステップ流入式２段硝化脱窒法 |

※１）事業計画の変更等に伴い、内容が変更となる場合がある。

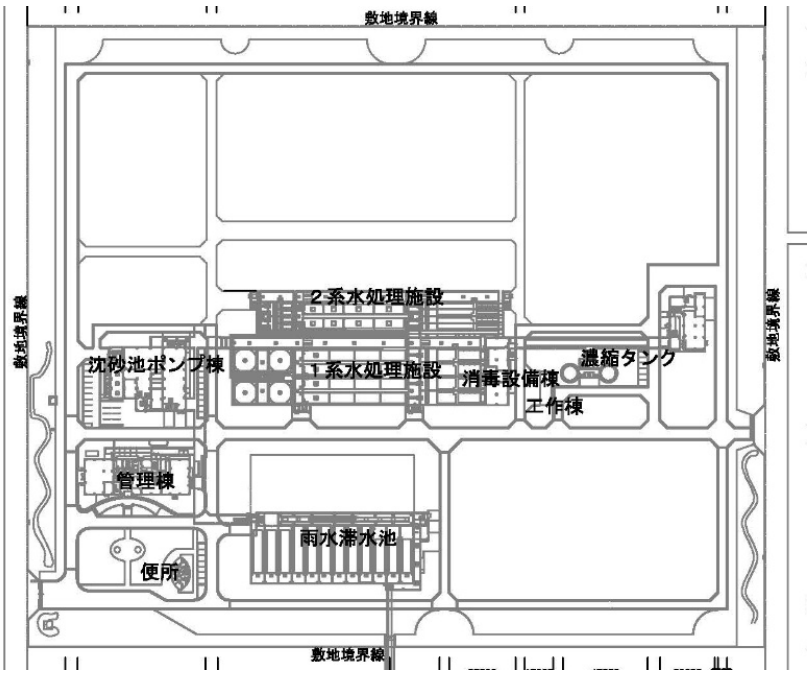



**図 1　北部浄化センター平面図**

(2) ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）

**表 2　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の概要**

| No. | 施設名 | 所在地 | 排水能力<br>(㎥/分) | 建屋の<br>有無 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 常三島ポンプ場 | 北常三島町三丁目 | 712.0 | 有 |
| 2 | 福島ポンプ場 | 安宅二丁目 | 517.2 | 有 |
| 3 | 宮の本排水機場 | 住吉一丁目 | 98.2 | 有 |
| 4 | 住吉橋排水機場 | 住吉一丁目 | 21.0 | 無 |
| 5 | 徳住橋排水機場 | 住吉一丁目 | 36.0 | 無 |
| 6 | 住吉西排水機場 | 住吉一丁目 | 14.0 | 無 |
| 7 | 住吉北排水機場 | 住吉四丁目 | 9.1 | 無 |
| 8 | 火薬庫横排水機場 | 住吉六丁目 | 94.2 | 無 |
| 9 | 東照寺裏排水機場 | 福島二丁目 | 23.0 | 無 |
| 10 | 桜の馬場排水機場 | 福島一丁目 | 31.3 | 有 |
| 11 | 住吉橋南排水機場 | 福島一丁目 | 10.0 | 無 |
| 12 | 南福島排水機場 | 福島一丁目 | 12.0 | 無 |
| 13 | 大工島排水機場 | 末広一丁目 | 62.8 | 無 |
| 14 | 末広西排水機場 | 末広一丁目 | 62.2 | 有 |
| 15 | 末広東排水機場 | 末広五丁目 | 108.9 | 有 |
| 16 | 末広住宅第一排水機場 | 末広四丁目 | 1.8 | 有 |
| 17 | 末広住宅第二排水機場 | 末広四丁目 | 28.2 | 有 |
| 18 | 城東排水機場 | 安宅三丁目 | 129.0 | 無 |
| 19 | 市立高校前排水機場 | 北沖洲一丁目 | 17.0 | 有 |
| 20 | 沖洲橋北排水機場 | 北沖洲一丁目 | 61.1 | 無 |
| 21 | 沖洲橋南排水機場 | 南沖洲一丁目 | 46.5 | 無 |
| 22 | 南沖洲第一排水機場 | 南沖洲一丁目 | 11.7 | 無 |
| 23 | 南沖洲第三排水機場 | 南沖洲一丁目 | 108.0 | 無 |
| 24 | 南沖洲第四排水機場 | 南沖洲五丁目 | 4.5 | 無 |
| 25 | 中折排水機場 | 南沖洲五丁目 | 14.0 | 無 |

## １－５．事業方式

本事業は、「管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）」によるものとし、コンストラクションマネジメント（ＣＭ）は本事業の範囲に含まないものとする。また、処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の雨水に関連する施設の業務については「仕様発注」を採用し、一体的に実施するものとする。

なお、本事業は、第２章第４項に定める手続によって特定された受託候補者（単独企業あるいは複数の企業で構成されるグループ）が、契約書等に従って事業を実施することを予定している。

## １－６．業務範囲

本事業における業務範囲は次に挙げるものとし、本事業における対象施設ごとの業務範囲は表3のとおりである。

(1) 運転管理業務
- 運転操作監視業務
- 水質管理業務
- 調達管理業務
- 保安管理業務
- 見学者対応業務
- 住民対応業務

(2) 保守管理業務
- 保守点検業務
- 環境整備業務

(3) 修繕業務
- 計画修繕
- 緊急修繕

(4) 廃棄物管理業務

(5) 危機管理業務

(6) 文書管理業務

(7) 修繕・改築計画策定業務

## 表 3　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の業務範囲

| 業務分類 | 対象業務 ＼ 対象施設 | 1 北部浄化センター | 2 常三島ポンプ場 | 3 福島ポンプ場 | 4 宮の本排水機場 | 5 住吉橋排水機場 | 6 徳住橋排水機場 | 7 住吉西排水機場 | 8 住吉北排水機場 | 9 火薬庫横排水機場 | 10 東照寺裏排水機場 | 11 桜の馬場排水機場 | 12 住吉橋南排水機場 | 13 南福島排水機場 | 14 大工島排水機場 | 15 末広西排水機場 | 16 末広東排水機場 | 17 末広住宅第一排水機場 | 18 末広住宅第二排水機場 | 19 城東排水機場 | 20 市立高校前排水機場 | 21 沖洲橋北排水機場 | 22 沖洲橋南排水機場 | 23 南沖洲第一排水機場 | 24 南沖洲第三排水機場 | 25 南沖洲第四排水機場 | 26 中折排水機場 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 運転管理 | 運転操作監視業務<br>（常：常駐、巡：巡回） | 常 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 | 巡 |
| | 水質管理業務 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調達管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 保安管理業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 見学者対応業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 住民対応業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保守管理 | 保守点検業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 環境整備業務 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 修繕 | 計画修繕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 緊急修繕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 廃棄物管理 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 危機管理 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 文書管理 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 修繕・改築計画策定 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

## １－７．事業期間

本事業の事業期間は、令和10年４月１日から令和20年３月31日までとし、契約書等に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和10年３月31日までの期間は、移行期間とし、受託者は、委託者又は委託者の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は、委託者・受託者の双方が、必要な作業に対する費用を負担するものとする。

**表 4　事業実施スケジュール**

| 項目 | 予定 |
|---|---|
| 業務委託契約の締結 | 令和９年10月末～11月頃 |
| 移行期間 | 業務委託契約締結の翌日～令和10年３月31日 |
| 事業期間 | 令和10年４月１日～令和20年３月31日（10年間） |
| 契約終了 | 令和20年３月31日 |

## １－８．事業の費用負担

(1) 委託者は、本事業の実施に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は委託者と受託候補者との協議の上、契約書等に定める。

(2) 受託者は、委託者の承諾を得たうえで、業務の遂行に必要な範囲において、中央制御室及び休憩室等の施設、並びにロッカー等の備品を無償で使用することができるものとする。

(3) 委託者の職員が常駐する場合、委託者の執務に伴い発生する水道光熱費は、委託費に含むものとする。また、水質試験及び汚泥試験に使用する分析機器（別紙２に示す分光光度計等）は、原則として委託者が管理するが、受託者の業務遂行に必要な範囲において、受託者もこれを使用できるものとする。

(4) 消耗品（試験器具、試薬等）については、委託者及び受託者が各自の使用分を管理し、それぞれ負担するものとする。

## １－９．本事業以外で行う工事に関する留意事項

対象施設について委託者が本事業以外で工事を行う際は、受託者は、委託者に協力するものとする。

## １－１０．プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。なお、本事業におけるプロフィットシェアは、受託者の技術革新又は創意工夫により生じたライフサイクルコスト縮減分を対象とするものであり、収益又は損失の変動をあらかじめ定めた基準に基づき配分するプロフィット・ロスシェアリングとは異なる。

費用縮減分のシェア額やシェアの手法については、受託者からの提案があった際に、委託者と受託者が協議し、双方が合意の上決定する。

なお、リスク分担表に記載されている内容に起因する事業費の減額が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

## 第２章. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### １．募集及び選定方法

委託者は、本事業への参加を希望する事業者を募集要項に基づいて公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で受託候補者を特定するものとする。本事業の受託候補者の特定は、競争性のある随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式により行う。

### ２．募集及び選定スケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュールは概ね表 5のとおりである。

**表 5　スケジュール（予定）**

| 時期（予定） | 内容 |
|---|---|
| 令和８年11月 | 実施方針の公表、実施方針に対する質問の受付 |
| 令和９年１月 | 公募開始 |
| 令和９年１月～２月 | 説明会、現地見学会、公募資料に対する質問の受付 |
| 令和９年３月 | 参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付 |
| 令和９年３月 | 参加資格確認結果の通知 |
| 令和９年５月 | 競争的対話 |
| 令和９年７月 | 提案書類の提出 |
| 令和９年７月～９月 | 提案プレゼンテーションの実施、提案書類の審査 |
| 令和９年10月 | 受託候補者の特定 |
| 令和９年10月末～11月頃 | 業務委託契約の締結 |
| 契約締結の翌日～令和10年３月 | 移行期間 |
| 令和10年４月 | 事業開始 |

### ３．応募者の参加資格要件

#### ３－１．応募者の構成

(1) 応募者は、第１章．１－６．に定める業務を実施可能な単独企業（以下「応募企業」という。）あるいは複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

(2) 応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の名称並びに本事業等の遂行において各々が果たす役割等を明らかにするものとする。

(3) 応募グループは、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成企業は様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

(4) 参加表明以降、応募企業又は構成企業の変更は原則として認めない。ただし、参加表明以降における構成企業の追加は、提案書類の提出前であって、かつ構成企業として追加される者が、３－２．の全ての要件を満たす場合に限り、認めるものとする。その他、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、委託者と協議するものとし、委託者がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

(5) 参加表明以降、応募企業又は構成企業のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成企業となることは認めない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは審査を辞退した応募企業又は構成企業が、他の構成企業となることも認めない。ただし、委託者が受託候補者を特定し、契約締結した後、特定されなかった他の応募企業又は構成企業が、受託者から再委託先として業務等を受託することは可能である。

(6) 応募企業又は構成企業を支配している者が変更された場合又は新たに第三者に支配された場合は、委託者に速やかに通知しなければならない。

## ３－２．応募企業又は構成企業に求められる参加資格要件（共通）

応募企業又は構成企業は、以下の全ての参加資格要件を満たす必要がある。

(1) 徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始の日から参加表明の日までの期間に、徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱又は徳島市の物品購入契約等に係る指名停止措置要綱による指名停止措置を受けている期間でない者であること。

(4) 公募開始の日から参加表明の日までの期間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市上下水道局及び徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 委託者が発注した「令和７年度　徳島市下水道施設等へのウォーターＰＰＰ契約手続準備業務」、「令和８年度　徳島市下水道施設へのウォーターＰＰＰ導入支援業務」等の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、これらの業務の受託者及び業務協力関係にある者は、以下のとおりである。

・地方共同法人日本下水道事業団
・公益社団法人日本下水道新技術機構
・日本工営株式会社
・クリアウォーターOSAKA株式会社
・法務審査を行った法律事務所

また、上記の者は、事業開始後の再委託先（協力企業）にもなることはできない。

## ３－３．応募企業又は構成企業に求められる参加資格要件（業務別）

応募企業又は構成企業のうち、運転管理業務・保守管理業務、修繕及び修繕・改築計画策定業務を担当する企業は、それぞれ次に掲げる参加資格要件を満たす必要がある。

(1) 運転管理業務・保守管理業務を担当する企業

ア　運転管理業務・保守管理業務を担当する者は、以下の要件を全て満たすこと。

なお、運転管理業務・保守管理業務を複数の者で実施する場合は、複数の者で満たせば良いものとする。

①下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第２条第１項に規定する国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している又は、一般社団法人日本上下水道施設管理業協会の正会員であること。

②１日当たり汚水30,000㎥以上の処理能力を有し、かつ、標準活性汚泥法又は同等以上の処理方式による下水道法第２条第６号に規定する終末処理場（以下、「終末処理場」という。）における包括的民間委託を元請として受託した実績を有すること。

(2) 修繕を担当する企業

ア　修繕のうち、計画修繕を担当（自ら施工する場合及び再委託先へ発注する場合を含む。）する者は、機械器具設置業及び電気工事業に対する、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく建設業の許可（一般建設業許可又は特定建設業許可）を有していること。なお、複数の者で実施する場合は、複数の者で満たせば良いものとする。また、計画修繕を実施する際は、必要な工種に対して工事金額及び下請契約の金額に応じて、同条に定める適切な許可区分を満たすこと。

(3) 修繕・改築計画策定業務を担当する企業

ア　修繕・改築計画策定業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。なお、修繕・改築計画策定業務は再委託を可能とし、再委託先企業が以下の要件を満たしていればよい。ただし、再委託先は３－２．の要件も満たす必要がある。

①終末処理場のストックマネジメント計画作成に係る業務（点検・調査の実施のみ等の部分的な業務を除く）を元請として履行完了した実績を有すること。

## ３－４．配置予定技術者の要件

配置する技術者は次に掲げる要件を全て満たし、専任かつ常駐で本事業の対象業務に従事できる者であること。業務の実施体制は別紙３を参照のこと。

(1) 総括責任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者。
・１日当たり汚水30,000㎥以上の処理能力を有し、かつ、標準活性汚泥法又は同等以上の処理方式による終末処理場の維持管理業務に関し、実務経験を有する者。

(2) 副総括責任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者又は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定のうち第3種技術検定に合格している者。
※副総括責任者は、業務主任者を兼務できるものとする。

(3) 業務主任者

・下水道法第22条第２項（下水道法施行令第15条の３）に定める資格を有する者又は、日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定のうち第3種技術検定に合格している者。
・終末処理場の維持管理業務に関し、２年以上の実務経験を有する者。

(4) 管理技術者（修繕・改築計画策定業務）

・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（下水道）の資格を有する者。かつ、終末処理場のストックマネジメント計画作成に係る業務（調査のみ等の部分的な業務を除く。）を元請として履行完了した実績を有する者。

※管理技術者は、専任かつ常駐のいずれも求めない。また、修繕・改築計画策定業務を再委託する場合、再委託先企業による配置を認めるものとする。

## ４．審査及び選定手続

### ４－１．委員会による審査

委託者は、提案内容の審査及び受託候補者を特定するため、「徳島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」等に基づき、「徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務公募型プロポーザル方式受託者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の審議事項は、受託候補者特定の審査方法及び評価基準の策定並びに受託候補者の特定とする。

本事業に応募しようとする者やその者と資本関係又は人的関係を有する団体等が、委員に対し直接、間接を問わず本プロポーザルに関連した接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。なお、手続の期間中に委員が変更となった場合は変更前の委員及び変更後の委員に対しても同様の接触を試みた場合、当該応募者は本事業の参加資格を失う。

### ４－２．審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から提出された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。委託者は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から提出された提案審査書類を受け付ける。委員会は、評価基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

委託者は、委員会の審査及び評価を受け、受託候補者を特定する。なお、具体的な評価基準は、公募開始時に示す。

### ４－３．審査結果の公表

委託者は、審査の結果及び評価の内容について、受託候補者の特定後速やかに委託者のホームページへの掲載により公表する。

### ４－４．受託候補者の特定の取り消し

委託者は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、受託候補者を特定せず、公募を取り消すことがある。

この場合、委託者はその旨を委託者のホームページへの掲載により公表する。

### ４－５．参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し、参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

### ４－６．競争的対話の実施

委託者は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、業務委託契約、要求水準等の調整を行う。

## ５．受託候補者特定後の手続

### ５－１．共同企業体（JV）協定の締結

受託候補者が応募グループの場合は、受託候補者特定後にJV協定を正式に締結し、代表企業の権限、構成企業各社の役割・責任などを明確にするものとする。

### ５－２．受託候補者による準備行為

受託候補者は、JV協定の締結、業務委託契約の締結準備と並行して、業務開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、委託者と業務内容について協議を行うことができる。

### ５－３．業務委託契約の締結

委託者と受託候補者は、契約書等の内容に従い、速やかに業務委託契約を締結する。

## 第３章. 事業の適正かつ確実な実施の確保

### １．リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、原則として「別紙４　リスク分担(案)」によることとする。なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問の結果を踏まえ、公募開始時に示す。

### ２．要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、「要求水準書（素案）」に水準等の一部を示している。事業者は、業務委託契約及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような事業を実施することとする。

### ３．事業の実施状況のモニタリング

委託者は、受託者が業務委託契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているか確認するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングは、受託者によるセルフモニタリング、委託者が行うモニタリングを予定している。また、事業期間が10年という長期にわたることから、委託者は状況に応じてモニタリング方法の見直しを行う場合がある。要求水準が達成されていないことが判明した場合、委託者は、モニタリング実施計画書に定める規定に従い、受託者に対し勧告や維持管理業務に係る減額等の措置をとる。

また、委託者は、要求水準の達成状況、業務改善の実施状況、セルフモニタリングの結果及び委託期間中に蓄積される維持管理情報等を踏まえ、必要に応じてモニタリングの確認対象、確認頻度及び確認方法を見直すことができる。

なお、モニタリングの概要は、「要求水準書（素案）」に示す。

### ４．保険

受託者は、業務実施で負うべき責任負担を目的とし、損害賠償責任保険に加入するものとする。受託者が付保すべき保険については、公募開始時に示す。

## 第４章. その他事業の実施に関し必要な事項

### １．実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位はSI単位及び通貨は円に限る。

### ２．実施方針及び要求水準書（素案）に関する質問の受付

#### ２－１．受付期間

令和８年11月20日（金）午後５時まで

#### ２－２．提出方法

実施方針及び要求水準書（素案）（以下「実施方針等」という。）に関する質問を様式１（実施方針等に関する質問書）に記入のうえ、３－１に示す連絡先まで電子メールにて提出すること。

なお、質問が公表された際に質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、理由を含めてその旨を明らかにすること。

提出ファイル形式は「Microsoft　Excel」とし、ファイル名は民間事業者名とすること。また、提出件名（メール表題）は「徳島市北部処理区下水道施設包括委託業務_質問書_●●」（●●は民間事業者名）とし、質問者の氏名をメール本文に記載すること。

委託者が質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。

#### ２－３．質問書に対するヒアリング

提出された質問のうち、委託者において確認が必要と判断したものについては、質問者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

#### ２－４．質問書に対する回答について

実施方針等に関する質問への回答は令和９年１月８日（金）午後５時までに３－２に示すホームページで公表する。

市は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答を市のホームページにおいて公表する。

また、提出された質問を踏まえ、必要と判断した場合は、公募時の資料に反映させる。

なお、公平性を期すために、質問者個別に対する回答は行わない。

## ３．連絡先及び情報提供

### ３－１．連絡先

| 担当 | 徳島市上下水道局下水道整備課計画係 |
|---|---|
| E-mail | gesuido@city-tokushima.i-tokushima.jp |
| Tel | 088-621-5350 |
| FAX | 088-621-5320 |

### ３－２．情報提供

本事業に関する情報提供は、徳島市ホームページを通じて適宜行う。

掲載ホームページ：

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/jogesuidokyoku/introduction/gesui

別紙１　施設概要

１．処理場

## 別表1-1　北部浄化センターの概要

| 名　称 | 区　分 | | 構　造　・　能　力 | | 数 量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北部浄化センター<br><br>操業開始年月<br>平成11年４月 | 土木・建築 | 管理棟 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階・地上3階 | 1 棟 |
| | | 汚水沈砂池 | 鉄筋コンクリート造 | 平行流長方形 | 2 池 |
| | | 雨水沈砂池 | 鉄筋コンクリート造 | 平行流長方形 | 2 池 |
| | | 最初沈殿池(1系) | 中央駆動式支柱型正方形池 | | 4 池 |
| | | 最初沈殿池(2系) | 鉄筋コンクリート造 | 平行流長方形 | 2 池 |
| | | エアレーションタンク(1系) | 鉄筋コンクリート造 | 水中攪拌＋散気板式 | 4 池 |
| | | エアレーションタンク(2系) | 鉄筋コンクリート造 | 水中攪拌＋散気板式 | 2 池 |
| | | 最終沈殿池(1系) | 鉄筋コンクリート造 | 平行流長方形 | 4 池 |
| | | 最終沈殿池(2系) | 鉄筋コンクリート造 | 平行流長方形 | 2 池 |
| | | 雨水滞水池 | 鉄筋コンクリート造 | 長方形池 | 4 池 |
| | | 沈砂池ポンプ棟 | 鉄筋コンクリート造 | 地下3階・地上2階 | 1 棟 |
| | | 消毒設備棟 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階・地上1階 | 1 棟 |
| | | 雨水滞水池消毒棟 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階・地上1階 | 1 棟 |
| | | 雨水滞水池電気室 | 鉄筋コンクリート造 | 平屋建 | 1 棟 |
| | | 汚泥濃縮タンク | 鉄筋コンクリート造 | 円形放射流重力式 | 2 槽 |
| | | 汚泥処理棟 | 鉄筋コンクリート造 | 地下1階・地上3階 | 1 棟 |
| | 機械・電気 | 汚水流入ゲート | 自動降下式鋳鉄製電動ゲート | 3.7kW×400V | 1 門 |
| | | 雨水流入ゲート | 自動降下式鋳鉄製電動ゲート | 5.5kW×400V | 2 門 |
| | | 汚水用沈砂掻揚機 | エンドレスダブルチェーン式バケットコンベヤ（埋没防止形）<br>1.5kW×400V ×60Hz | | 1 台 |
| | | 雨水用沈砂掻揚機 | エンドレスダブルチェーン式バケットコンベヤ（埋没防止形）<br>1.5kW×400V ×60Hz | | 2 台 |
| | | 沈砂搬出機 | | | 1 式 |
| | | 汚水自動除塵機 | 間欠式自動除塵機 | 2.2kW×400V×60Hz | 1 台 |
| | | 雨水自動除塵機 | 間欠式自動除塵機 | 2.2kW×400V×60Hz | 2 台 |
| | | し渣搬出機 | | | 1 式 |
| | | 沈砂し渣洗浄機 | 機械攪拌式 | | 1 台 |
| | | し渣脱水機 | ローラー式 | | 1 台 |
| | | 汚水主ポンプ | 縦軸斜流渦巻ポンプ | φ400×23.0㎥/min 400V×120kW<br>φ300×11.5㎥/min 400V×75kW | 2 台<br>2 台 |
| | | 雨水主ポンプ | 縦軸斜流渦巻ポンプ | φ700×60.0㎥/min 6600V×260kW | 2 台 |
| | | 曝気用送風機 | 鋼板製ターボブロワ<br>ルーツブロワ | φ250×80㎥/min×120kW<br>φ150×20㎥/min×37kW | 2 台<br>2 台 |
| | | 砂ろ過設備 | 移動床式上向流 | | 2 基 |
| | | 消毒装置 | 次亜塩素酸ソーダ注入方式 | | 2 台 |
| | | 濃縮汚泥掻寄機 | 中央駆動懸垂型 | 400V×0.4kW ×60Hz | 2 台 |
| | | 前処理装置 | ろ面移動式自動除塵機 | 400V×1.1kW ×60Hz | 1 台 |
| | | し渣脱水機 | 二軸対向スクリュー式 | 420V×0.75kW×60Hz | 1 台 |
| | | 汚泥脱水機 | ベルトプレス式 | | 2 台 |
| | | 薬品供給設備 | | | 1 式 |
| | | 受変電設備 | 6.6kV 屋内閉鎖型 | | 1 式 |
| | | 自家発電設備 | ブラシレス励磁方式 | 6.6kV 1500kVA ディーゼル発電機 | 1 台 |
| | | 監視制御設備 | 分散処理制御方式 | LCD監視制御 | 1 式 |

## ２.ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）

### 別表1-2　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（1/3）

| 名　称 | 区　分 | | 構　造　・　能　力 | 数 量 |
|---|---|---|---|---|
| **常三島ポンプ場**<br>操業開始年度<br>昭和53年度 | 土木・建築 | 上　屋 | 鉄筋コンクリート造　地下２階・地上２階　2,563.24㎡ | 1 棟 |
| | | 雨水沈砂池 | 鉄筋コンクリート造 | 3 池 |
| | | 燃料貯留設備 | 地下重油タンク(A重油)　9,500L | 1 基 |
| | 機械・電気 | ポンプ設備 | 雨水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ1200×220㎥/min×370kW | 1 台 |
| | | | φ1200×200㎥/min×330kW | 1 台 |
| | | | φ1000×150㎥/min×220kW | 1 台 |
| | | | φ1000×150㎥/min×235kW | 1 台 |
| | | | 水中ポンプ　φ300×12㎥/min×37kW | 1 台 |
| | | 沈砂池機械設備 | 流入ゲート | 4 門 |
| | | | 粗目自動除塵機 | 3 基 |
| | | | 細目自動除塵機 | 3 基 |
| | | | し渣搬出機・貯留ホッパー設備 | 1 式 |
| | | 電気計装設備 | 受変電設備 | 1 式 |
| | | | 自家用発電機設備　6600V　200kVA | 1 式 |
| | | | 操作盤・制御盤・計装盤 | 1 式 |
| | | | 直流電源設備 | 1 式 |
| | | 分水ゲート設備 | 分水ゲート、流量計、テレメータ設備 | 1 式 |
| **宮の本排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和35年度 | 土木・建築 | 上　屋 | 木造スレート葺一部ブロック造瓦　平屋建　56㎡ | 1 棟 |
| | | 吸　水　槽 | | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ150　2.24㎥/min | 1 台 |
| | | | φ500　30㎥/min | 2 台 |
| | | | 雨水ポンプ（ディーゼル原動機）　φ500　36㎥/min | 1 台 |
| | | 機械設備 | スクリーン（手掻揚式） | 1 式 |
| | | | 空気圧縮機 | 1 台 |
| | | | 空気槽 | 1 台 |
| | | | 真空ポンプ | 1 式 |
| | | | 燃料小出槽 | 1 台 |
| | | | スライドゲート　電動 | 1 台 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 投込み式水位計 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 1 面 |
| | | | エンジンポンプ制御盤 | 1 面 |
| | | | 自家用発電機設備　ディーゼル　25kVA | 1 台 |
| **住吉橋排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和50年度 | 土木・建築 | 吸　水　槽 | 道路下 | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ350　21㎥/min | 1 台 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 1 面 |
| **徳住橋排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和55年度 | 土木・建築 | 吸　水　槽 | 道路下 | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ500　36㎥/min | 1 台 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 1 面 |

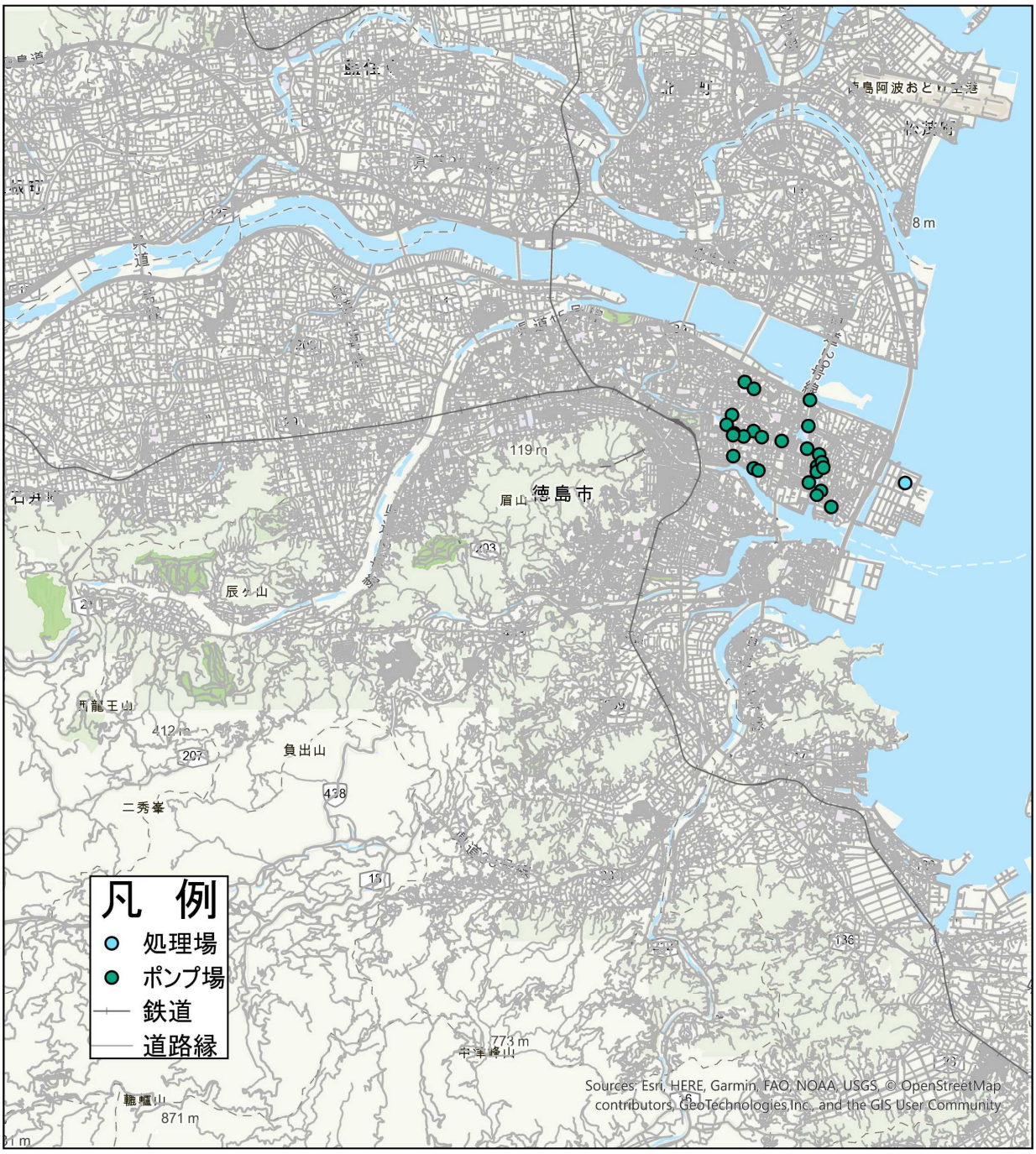
## 別表1-3　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（2/3）

| 名　称 | 区　分 | | 構　造　・　能　力 | 数 量 |
|---|---|---|---|---|
| **住吉西排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和45年度 | 土木・建築 | 吸　水　槽 | 堤内 | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ300　14㎥/min | 1 台 |
| | | 機械設備 | スクリーン（手掻揚式） | 1 式 |
| | | | スライドゲート　手動 | 1 台 |
| | | | 水中ポンプ吊り装置 | 1 台 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 1 面 |
| **住吉北排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和62年度 | 土木・建築 | 吸　水　槽 | | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ150　2.8㎥/min | 1 台 |
| | | | φ200　6.3㎥/min | 1 台 |
| | | 機械設備 | スクリーン（手掻揚式） | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ吊り装置 | 1 式 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 1 面 |
| **火薬庫横排水機場**<br>操業開始年度<br>昭和62年度 | 土木・建築 | 吸　水　槽 | | 1 式 |
| | | 吐　出　槽 | | 1 式 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 水中ポンプ　φ500　45㎥/min | 2 台 |
| | | | φ150　4.2㎥/min | 1 台 |
| | | 機械設備 | スクリーン（手掻揚式） | 1 式 |
| | | | スライドゲート　電動 | 1 台 |
| | | | 水中ポンプ吊り装置 | 1 式 |
| | | 電気計装設備 | テレメータ設備 | 1 式 |
| | | | 投込み式水位計 | 1 式 |
| | | | 水中ポンプ制御盤 | 2 面 |
| | | | スライドゲート操作盤 | 1 面 |
| **福島ポンプ場**<br>操業開始年度<br>昭和47年度 | 土木・建築 | 上　屋 | 鉄筋コンクリート造　地下２階・地上２階　1,647.2㎡ | 1 棟 |
| | | 雨水沈砂池 | 鉄筋コンクリート造 | 3 池 |
| | | 燃料貯留設備 | 地下重油タンク（A重油）　10,000L | 1 基 |
| | 機械・電気 | 雨水ポンプ | 雨水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ1000×140㎥/min×220kW | 2 台 |
| | | | φ800 × 85㎥/min×150kW | 2 台 |
| | | | 排水ポンプ（立軸斜流ポンプ）　φ350 ×16.8㎥/min×50kW | 2 台 |
| | | | φ500 ×33.6㎥/min×95kW | 1 台 |
| | | 沈砂池機械設備 | 流入ゲート | 3 門 |
| | | | 粗目スクリーン | 4 基 |
| | | | 細目自動除塵機 | 4 基 |
| | | | し渣搬出機・貯留ホッパー | 1 式 |
| | | 電気計装設備 | 受変電設備 | 1 式 |
| | | | 自家用発電機設備　3300V 625kVA×2台 | 1 式 |
| | | | 操作盤・制御盤・計装盤 | 1 式 |
| | | | 直流電源設備 | 1 式 |
| | | 分水ゲート設備 | 分水ゲート、流量計、テレメータ設備 | 1 式 |

## 別表1-4　ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細概要（3/3）

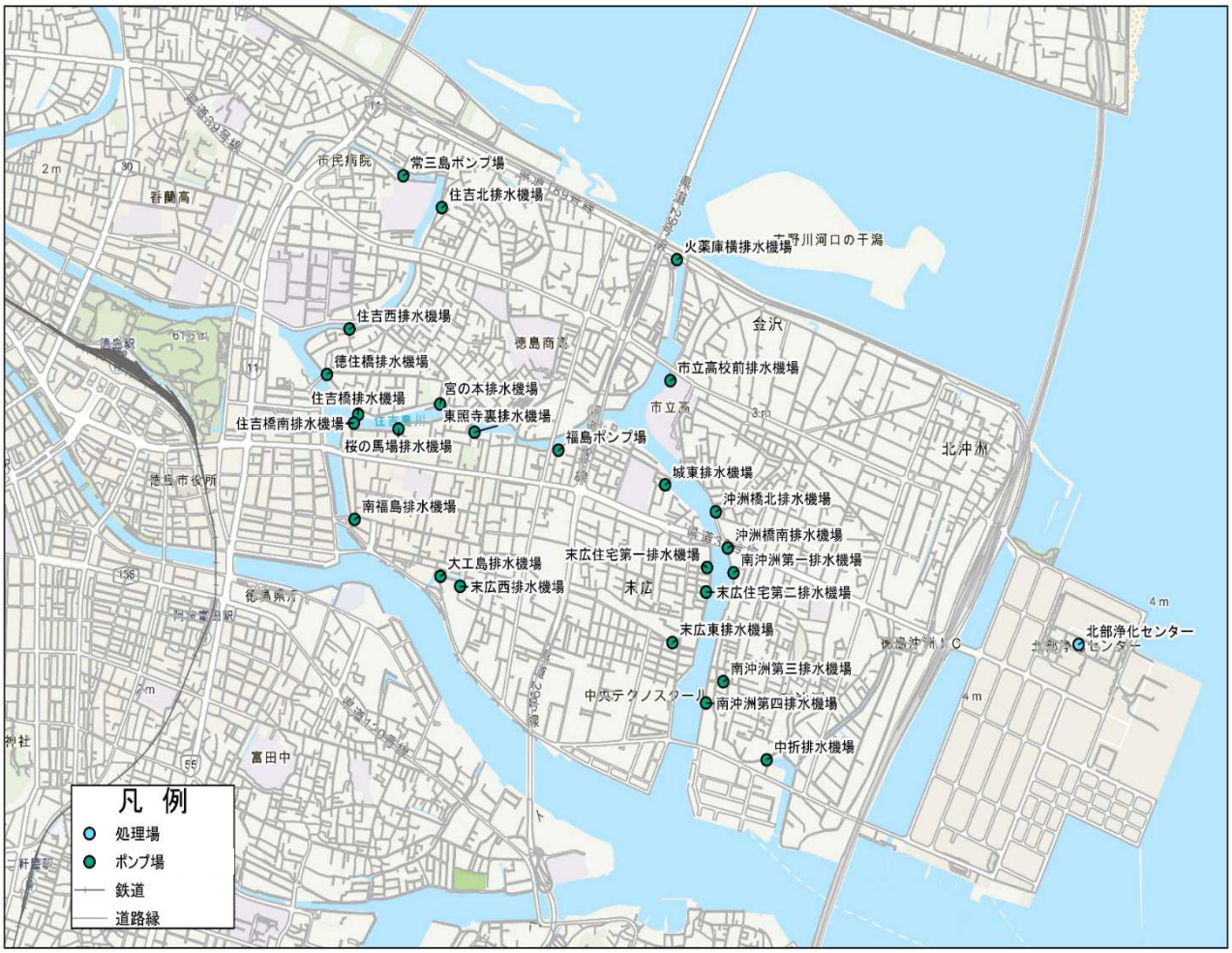
| 施設名 | 所在地 | 操業開始年度 | ポンプ台数 | 口径（mm） | 排水量（㎥/min） | 出力（kW） | 仮設自家用発電機設置 | 樋門 | 現状の管理方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東照寺裏排水機場 | 福島二丁目 | 昭和42年度 | 2 | 400 | 20.0 | 22 | なし | あり | 委託 |
| | | | | 150 | 3.0 | 5.5 | | | |
| 桜の馬場排水機場 | 福島一丁目 | 昭和49年度 | 2 | 500 | 30.0 | 22 | あり | あり | 直営 |
| | | | | 100 | 1.3 | 7.5 | | | |
| 住吉橋南排水機場 | 福島一丁目 | 昭和58年度 | 1 | 250 | 10.0 | 15 | なし | なし | 直営 |
| 南福島排水機場 | 福島一丁目 | 昭和48年度 | 1 | 300 | 12.0 | 15 | なし | なし | 直営 |
| 大工島排水機場 | 末広一丁目 | 昭和29年度 | 3 | 500 | 30.0 | 37 | なし | なし | 委託 |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 150 | 2.8 | 7.5 | | | |
| 末広西排水機場 | 末広一丁目 | 昭和42年度 | 3 | 500 | 30.0 | 22 | なし | あり | 委託 |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 150 | 2.24 | 5.5 | | | |
| 末広東排水機場 | 末広五丁目 | 昭和25年度 | 5 | 600 | 45.0 | 37 | あり（常設） | あり | 委託 |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 150 | 3.9 | 7.5 | | | |
| | | | | 150 | 2.5 | 3.7 | なし | なし | 新設予定 |
| 末広住宅第一排水機場 | 末広四丁目 | 昭和43年度 | 1 | 100 | 1.8 | 4.5 | なし | なし | 直営 |
| 末広住宅第二排水機場 | 末広四丁目 | 昭和54年度 | 2 | 400 | 27.0 | 22 | なし | なし | 直営 |
| | | | | 100 | 1.2 | 5.5 | | | |
| 城東排水機場 | 安宅三丁目 | 昭和29年度 | 3 | 800 | 90.0 | 90 | あり | あり | 委託 |
| | | | | 400 | 20.0 | 22 | | | |
| | | | | 400 | 19.0 | 22 | | | |
| 市立高校前排水機場 | 北沖洲一丁目 | 昭和38年度 | 2 | 300 | 13.0 | 15 | なし | あり | 直営 |
| | | | | 200 | 4.0 | 11 | | | |
| 沖洲橋北排水機場 | 北沖洲一丁目 | 昭和49年度 | 3 | 500 | 30.0 | 22 | あり | あり | 委託 |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 100 | 1.12 | 5.9 | | | |
| 沖洲橋南排水機場 | 南沖洲一丁目 | 昭和42年度 | 2 | 600 | 40.0 | 30 | あり | あり | 委託 |
| | | | | 200 | 6.5 | 11 | | | |
| 南沖洲第一排水機場 | 南沖洲一丁目 | 昭和46年度 | 2 | 300 | 11.5 | 11 | なし | あり | 委託 |
| | | | | 50 | 0.16 | 0.4 | | | |
| 南沖洲第三排水機場 | 南沖洲一丁目 | 昭和43年度 | 4 | 600 | 45.0 | 37 | あり | あり | 委託 |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 500 | 30.0 | 22 | | | |
| | | | | 150 | 3.0 | 5.5 | | | |
| 南沖洲第四排水機場 | 南沖洲五丁目 | 昭和43年度 | 1 | 200 | 4.5 | 11 | なし | あり | 直営 |
| 中折排水機場 | 南沖洲五丁目 | 昭和53年度 | 1 | 300 | 14.0 | 15 | あり | あり | 委託 |

３．処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の配置図




※出典：国土地理院発行地形図に委託者にて施設位置、凡例を追記

**別図1-1　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の全体配置図**




※出典：国土地理院発行地形図に委託者にて施設位置、施設名称、凡例を追記

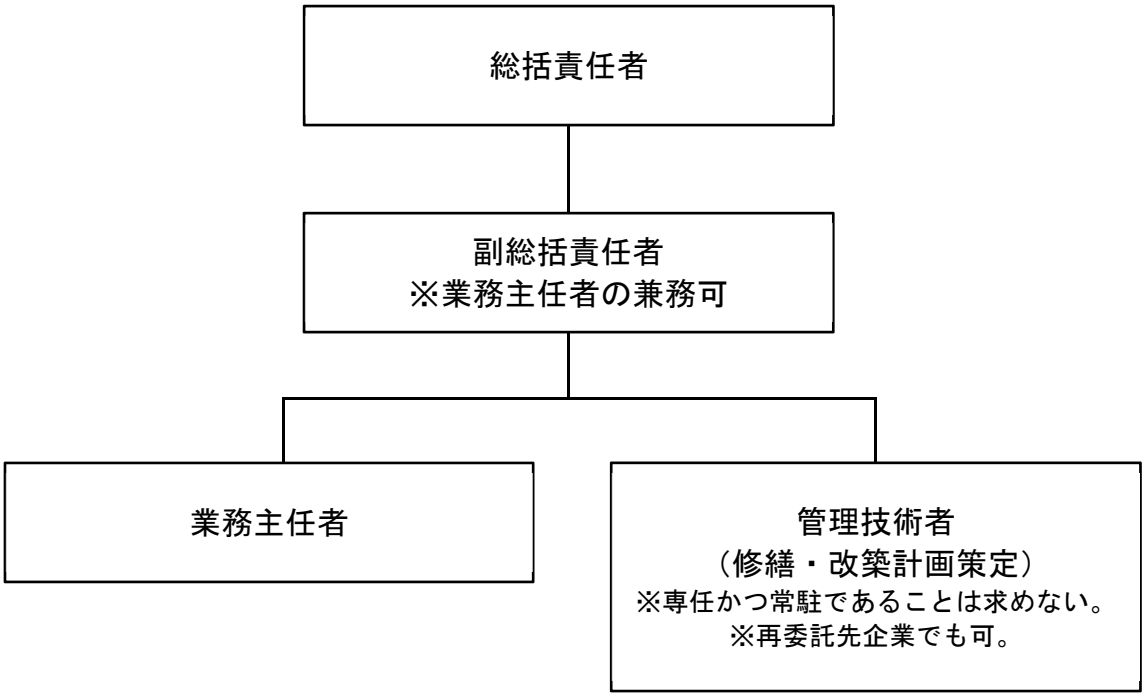
**別図1-2　処理場・ポンプ場（雨水ポンプ場・排水機場）の詳細配置図**

別紙２　水質試験及び汚泥試験に係る貸与品

## 別表2-1　水質試験及び汚泥試験に係る貸与品一覧

| 設置場所 | 機器名称 | 数量（台） | 備考 | 設置場所 | 機器名称 | 数量（台） | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 理化学試験室（中央） | 全自動洗浄機 | 1 | 全般共通 | 機器分析室 | 分光光度計 | 1 | 各体窒素類、燐類 |
| | カートリッジ純水器 | 1 | 全自動洗浄機接続用 | | ガスクロマトグラフ | 1 | 悪臭分析 |
| | 超音波ピペット洗浄器 | 1 | 全般共通 | | クロマトパック | 1 | |
| | 蒸留水製造装置 | 1 | 全般共通 | | フラッシュサンプラー | 1 | |
| | 遠心分離機 | 1 | 汚泥分析 | | エアーサンプラー | 1 | |
| | 攪拌機(マグネティックスターラー) | 2 | | | ガス流量計 | 1 | |
| | 器具乾燥器 | 1 | ふらん器（BOD用） | | エアーサンプラー | 1 | |
| | 低温恒温槽 | 1 | ふらん器（BOD用） | | コンプレッサー | 1 | |
| | 冷蔵庫 | 1 | 全般共通 | | パーミエーター | 1 | |
| | 自動乾燥戸棚 | 1 | 全般共通 | 生物試験室 | 定温恒温槽（ふらん器） | 1 | 大腸菌群数 |
| | 薬品保冷庫 | 1 | 全般共通 | | 低温恒温水槽 | 1 | 大腸菌群数 |
| | シアン（アンモニア）蒸留装置 | 1 | アンモニア性窒素 | | 乾熱滅菌器 | 1 | 大腸菌群数 |
| | 水浴式COD湯浴 | 1 | COD用 | | 顕微鏡 | 1 | 水質監視 |
| | 水浴式COD湯浴 | 1 | SS（汚泥）用 | 天びん室 | 電子天秤 | 2 | 全般共通 |
| | 定温乾燥器 | 1 | 全般共通 | | デシケーター（水質分析用） | 2 | 全般共通 |
| | マッフル炉 | 1 | 汚泥分析 | 生物試験室手前 | 高圧蒸気滅菌器 | 1 | 大腸菌群数 |
| | ポータブルＤＯ計 | 1 | 水質監視 | | 高圧蒸気滅菌器 | 1 | 全窒素、全燐 |
| | 卓上型光学式溶存酸素計 | 1 | 水質監視 | 沈砂池ポンプ棟 | 自動採水装置 | 6 | 全般共通 |
| | 携帯型MLSS計 | 1 | 水質監視 | | | | |
| | 残留塩素測定器 | 1 | 残留塩素濃度 | | | | |
| | 超音波洗浄器 | 1 | 全般共通 | | | | |
| | 透視度センサ | 1 | 水質監視 | | | | |
| | デシケーター（水質分析用） | 1 | 全般共通 | | | | |
| | デシケーター（ステンレス） | 1 | | | | | |
| | ろ過器 | 1 | SS:浮遊物質量 | | | | |
| | アスピレーター | 1 | 全般共通 | | | | |
| | 理化学用ホットプレート | 2 | 全般共通 | | | | |
| | 卓上型pHメーター | 1 | 水質監視 | | | | |

別紙３　業務実施体制（案）




**別図3-1　業務実施体制（案）**

別紙４　リスク分担（案）

**別表4-1　リスク分担(案)(1/2)**

| リスク項目 | | | リスク分担 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 委託者 | 受託者 |
| 公募・契約リスク | 応募手続リスク | 応募に係る費用 | | ○ |
| | 入札手続リスク | 契約書等、公募手続の誤り等 | ○ | |
| | 契約リスク | 委託者の責に帰すべき事由により契約を結べない、又は契約手続に時間がかかる | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由により契約を結べない、又は契約手続に時間がかかる | | ○ |
| 制度関連リスク | 法令変更リスク | 当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | ○ | |
| | | 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法 | | ○ |
| | 税制変更リスク | 消費税や当該事業に関する新税の成立や税率の変更 | ○ | |
| | | 所得税など受託者の利益に適用される税制等の変更 | | ○ |
| | 許認可リスク | 事業管理者として委託者が取得するべき許認可の遅延 | ○ | |
| | | 当該事業の実施に関して受託者が取得するべき許認可の遅延 | | ○ |
| 社会リスク | 住民対応リスク | 受託者が行う業務に関する住民からの相談、問い合わせ等への対応 | | ○ |
| | 環境リスク | 受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応 | | ○ |
| | 社会リスク | 住民からの相談、問い合わせ等の窓口。受託者が行う業務以外に関する問題等への対応。 | ○ | |
| | 物価変動リスク | 著しい物価変動による費用の増加（一定の範囲内の場合） | | ○ |
| | | 著しい物価変動による費用の増加（一定の範囲を超える場合） | ○ | |
| | 金利変動リスク | 事業期間の金利変動 | | ○ |
| 第三者賠償リスク | | 避けがたいリスク | ○ | |
| | | 施設の瑕疵リスク | ○ | |
| | | 不法行為によるリスク | | ○ |
| | | 業務遂行の不備によるリスク | | ○ |
| | | 委託者の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害 | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害 | | ○ |
| 事業の中止や債務不履行等のリスク | | 委託者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期・不能リスク | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期・不能リスク | | ○ |
| | | 受託者の債務不履行リスク | | ○ |
| | | 委託者の債務不履行リスク | ○ | |
| | | 上記以外の理由による業務遂行中断・不能 | ○ | |
| 業務内容変更のリスク | | 委託業務内容の変更に関するもの | ○ | |
| | | 受託者が立案した計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合 | | ○ |
| 事業移行/終了手続リスク | | 委託者の責に帰すべき事由による移行期間の費用リスク | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由による移行期間の費用リスク | | ○ |
| | | 事業終了時における施設の性能確保に係るリスク | | ○ |
| 不可抗力リスク | | 予見不可能な暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱等その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止 | ○ | |

## 別表4-2　リスク分担(案)(2/2)

| リスク項目 | | | リスク分担 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 委託者 | 受託者 |
| 維持管理に係るリスク | 維持管理･修繕費用増大リスク | 受託者の責に帰すべき事由により、当初予定の維持管理費用や修繕費用が超過する場合 | | ○ |
| | | 委託者の責に帰すべき事由により、当初予定の維持管理費用や修繕費用が超過する場合 | ○ | |
| | | 受託者の故意又は過失により、突発的な対応業務に係る費用が、当初予定以上に増加した場合 | | ○ |
| | | 委託者の責に帰すべき上記以外の事由により、突発的な対応業務に係る費用が、当初予定以上に増加した場合 | ○ | |
| | 業務中の事故リスク | 受託者の責に帰すべき事由により、下水道施設やその他施設を破損させた場合 | | ○ |
| | | 受託者の責に帰すべき事由か明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合 | ○ | |
| | 施設損傷リスク | 施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷 | | ○ |
| | | 委託者の責に帰すべき事由により施設が損傷した場合 | ○ | |
| | | 上記以外のもの | ○ | |
| | 流入下水の変動リスク | 水量、水質の変動に伴う薬品使用量、電力消費量等の増減があった場合 | ○ | |
| | | 上記以外の費用の増加があった場合 | | ○ |
| 調査･計画・設計に係るリスク | 契約遅延リスク | 委託者の計画・設計条件等の変更により、各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの | ○ | |
| | | 上記以外のもの | | ○ |
| | 契約費用増加リスク | 委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの | ○ | |
| | | 上記以外のもの | | ○ |
| | 点検・調査リスク | 委託者による施設諸元等情報に不備があった場合 | ○ | |
| | | 受託者が実施した点検・調査などに不備があった場合 | | ○ |
| | 計画・設計変更リスク | 委託者の事由による計画・設計変更があった場合 | ○ | |
| | | 受託者が実施した計画・設計に不備があった場合 | | ○ |
| | | 上記以外の事由による計画･設計変更 | | ○ |
| その他リスク | 緊急対応リスク | 受託者の故意又は過失により、突発的な緊急対応に係る費用が、当初予定以上に増加した場合 | | ○ |
| | | 上記以外の事由による緊急対応に係る費用の増加 | ○ | |
| | 情報漏洩 | 委託者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出 | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出 | | ○ |
| | 見学対応リスク | 受託者に故意又は過失がなく、見学中トラブルが発生した場合 | ○ | |
| | | 受託者の故意又は過失により、見学中トラブルが発生した場合 | | ○ |
| | 要求水準未達 | 委託者の責に帰すべき事由により要求水準未達となった場合 | ○ | |
| | | 受託者の責に帰すべき事由により要求水準未達となった場合 | | ○ |